

平成30年3月23日

郵政民営化委員会 御中

「郵政民営化の進捗状況に関する意見」について

全国生命保険労働組合連合会
中央執行委員長 大北 隆典

平成29年10月2日付「『郵政民営化に関する意見募集』について」でも述べました通り、生保労連ではこれまで、郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、公平・公正な競争条件が確保されない現状において、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張を一貫して行って参りました。

この主張は、長きに亘り国の信用力を背景に事業展開をはかってきたかんぽ生命に対する消費者の信頼感や安心感は根強いものがあり、いわゆる「暗黙の政府保証がある」との消費者の誤解が未だ払拭されていない中、政府が間接的に株式を保有し続けていることが、こうした消費者の誤解を助長している状況が続いているとの認識に基づくものです。

事実、昨年10月に郵政民営化委員会にて生保労連の意見を申し述べた以降も、「国の関与があることを理由にかんぽ生命を選択するお客さまは依然として多く、不公平な競争条件の下での募集活動を余儀なくされている」と現場の実態を伝える組合員の声が多数寄せられています。

あわせて、「今後も公平・公正な競争条件が確保されないままに、なし崩し的に業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げ等が行われることによって、自分たちの雇用や生活に更に甚大な影響があるのではないか」という組合員の不安の声も多数寄せられています。

重ねてになりますが、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向け、日本郵政によるかんぽ生命の株式の完全売却への道筋の早急な明示とその着実な遂行、および、「民営化後のかんぽ生命に政府保証は存在しない旨の周知」に対する関係者の不断の努力が、それぞれ必要と考えます。

また、郵政民営化法では、新規業務の認可条件として「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を考慮することとされており、その調査審議にあたる郵政民営化委員会の果たす役割・責任は重大であると認識しています。

郵政民営化委員会におかれては、「公平・公正な競争条件の確保」がなされないまま、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げが実施されないよう適切な判断をいただくとともに、新規業務の認可にあたっては、民間会社に与える影響を公正・中立な立場から慎重に確認・検証いただくことを強く要請します。

以 上